

# ハラスメント（嫌がらせ）にあったら 【ハラスメント相談員】に相談してください

～信州大学イコール・パートナーシップ委員会から学生の皆さんへ～



## ハラスメントって何？

◎ハラスメントとは、信州大学では、「ハラスメントの防止等に関する規程」で、ハラスメントを次の4つに分類しています。（規程全文は、信州大学HP「大学案内」→「国立大学法人信州大学規則集」→「第1編 全学第5章 人事」に掲載。）

### I：セクシュアル・ハラスメント・・・

- ・ 修学・就業上の地位や権限を背景とした異性への誘い掛け・嫌がらせや、性的意味を持つ言動で相手を不快にさせることのほか、卑猥なポスターなどで修学環境を損ねるようなことも含まれます。
- ・ セクシュアル・ハラスメントかどうかは、基本的には受け手が不快に感じるかどうかです。**当事者間の認識や意識のズレが原因となることが少なくないだけに、相手を思いやる配慮が根絶の第一歩です。**

### II：アカデミック・ハラスメント・・・

- ・ 教員等が教育・研究において、地位・職務権限を利用して学生等に著しい不利益を与えたり、不適切な言動で環境を害する行為を言います。
- ・ 典型的な事例は、人格まで否定するような言葉の暴力、正当な理由なくまったく指導してもらえない、研究・論文執筆等の妨害、非常識なノルマや雑用・私用の命令、極度のえこひいき、などです。

### III：パワー・ハラスメント、IV：その他のハラスメント・・・

- ・ パワー・ハラスメントとは、職員（上司一部下）間の、就業上のハラスメントです。
- ・ その他のハラスメントとは、セクハラ、アカハラ、パワハラに準じる行為や学外者によるハラスメントです。

## ハラスメントを受けて辛いと感じたら、ハラスメント相談員に相談してください。

◎ハラスメント相談員は、本学の教職員で構成され、全学教育機構、各学部等の男女それぞれ複数名からなります。ハラスメント相談員はあなたの立場に立って相談に乗ります。

- ・ **秘密は厳守**されます。相談したからといって、不利益な取扱いをされることもありません。
- ・ ハラスメントを受けていることを聴いてもらいたいときだけでも連絡して構いません。
- ・ 相談は友人と一緒に構いません。
- ・ 他学部の相談員に相談しても構いません。
- ・ 相談内容によっては総合健康安全センターのカウンセリングを受けることができます。

◎ハラスメント相談員は、ハラスメント行為を受けているあなたの**サポーターのような立場の人**です。あなたとの相談の結果、行為者への「**申入れ**」や「**ハラスメント相談調査対策委員会**」の設置（裏面※①、②）をあなたが望んだ場合、**イコール・パートナーシップ委員会（下記参照）への申請手続きについて助言してくれます**。イコール・パートナーシップ委員会は関係の部局長と協力して「**申入れ**」や「**ハラスメント相談調査対策委員会**」の設置を実施します。

## ハラスメント相談員への連絡先は？

氏名一覧と連絡先は、ACSU（握手）内お知らせでご覧になるか、各学務窓口あるいは「学生相談センター（0263-37-3165）」にお問い合わせください。

## 「イコール・パートナーシップ（EP）委員会」とは？

本学の教職員各4名（男女同数）で構成され、ハラスメントのない信州大学にするために学長の下に設置された委員会です。しかし、真偽を調査する委員会ではありません。学生一人一人の人権を擁護するとともに、修学にふさわしい環境が確保されることを目的とする委員会です。差別・人権などについても疑問や問題があれば、[epinkai@shinshu-u.ac.jp](mailto:epinkai@shinshu-u.ac.jp)か委員いずれかに気軽に相談してください。

### ※① 行為者への「申入れ」とは？

イコール・パートナーシップ委員会が、行為者に対してハラスメントの原因となった事態の解消を依頼することをいいます。事実調査はせず、相手に相談者が傷ついたことを理解して、今後同じことをしないようにしてもらえばよい、と考えるときに適しています。その際、行為者に対して匿名を希望すれば、そのような配慮をします。

### ※② 「ハラスメント相談調査対策委員会」の設置とは？

行為者に「申入れ」をしても事態が解消しない、または事実調査をした上で、それに対して判断し、ハラスメント解消のための適切な措置を求めたいときは、あなたの要望によって、学長の下に「ハラスメント相談調査対策委員会」が設置されます。行為者とあなたの双方からの言い分を聞いた上で問題の所在を把握し、それに応じてその後の措置が決まっていきます。

### 学外にも相談窓口があります。

#### ① 主に女性のための相談窓口

施設等名	各相談	電話番号	曜日・時間等
長野県男女共同参画センターあいとびあ	一般相談、法律相談(要予約)	0266-22-8822	【一般】 火～木・土 8:30～17:00、金 8:30～19:00 【法律】予約方法、実施日等は直接確認願います。
	女性のためのカウンセリング(要予約)		第2木、第4土10:00～15:50(一人50分) 場所:男女共同参画センターあいとびあ 詳細については電話で直接確認願います。
パレア松本・女性センター	一般相談、女性弁護士による法律相談(要予約)	0263-39-1105	【一般】(電話)火、第1・第3水、金9:00～12:00、(面接)月・火・木・金13:00～16:00、第4金16:00～19:00(要予約)【法律】予約方法、実施日等は直接確認願います。
長野県警・女性被害犯罪ダイヤルサポート110	相談電話	026-234-8110	月～金 9:00～17:00
上田市市民プラザ・ゆう	専任相談員による一般相談、女性弁護士による法律相談(要予約)	0268-27-3123	【一般】火11:00～18:00 木10:00～17:00、第2、4土10:00～17:00 (土曜の相談及び面接相談は要予約) 【法律】予約方法、実施日等は直接確認願います。
伊那市人権男女共同参画係	女性のための相談	0265-78-4111 (内線2145)	(電話)平日 8:30～17:15 (面接)火、木8:30～17:00(要予約)
女性の人権ホットライン	女性をめぐる人権相談	0570-070-810 (全国共通)	月～金 8:30～17:15※PHS、IP電話からの場合 026-232-8145(長野地方務局)

#### ② 主に男性のための相談窓口

施設等名	各相談	電話番号	曜日・時間等
長野県男女共同参画センターあいとびあ	男性のための相談(電話相談)	0266-22-7111	金17:00～19:00
パレア松本・女性センター	男性の悩み相談	0263-37-1587	第2・第3・第4火17:00～20:00

#### ③ 男女を問わない相談窓口

施設等名	電話番号	曜日・時間
心の電話相談(長野県精神保健福祉センター)	026-227-1810	月～金 8:30～17:15
長野地方務局人権擁護課	026-235-6634	
法務局上田支局人権相談所	0268-23-2001	
法務局松本支局人権相談所	0263-32-2571	
法務局伊那支局人権相談所	0265-78-3462	

さらに詳しくは、県や市町村のホームページなどをご覧ください。

### 信州大学キャンパス・コード(基本指針)とは・・・

信州大学では、「人権」に係わって、必要不可欠な基本的指針を定めています。これを**キャンパス・コード**といい、次の6本柱から成っています。わたしたち学生・教職員は、ハラスメントのない信州大学を作る責務があります。全文は、前記「ハラスメントのない大学にするために」→「信州大学キャンパス・コード」をご覧ください。

- |                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| ○ 個人を人間として等しく尊重します。        | ○ 学問・言論の自由を尊重します。 |
| ○ 性差別の根絶をめざし、男女共同参画を推進します。 | ○ 人権侵害等を防止します。    |
| ○ 権利・権限を適正に行使します。          | ○ プライバシー等を保護します。  |

\* 前頁右端はEP委員会のロゴで、「ep」の文字を男女のハートにデザインし、2つ合わせた四葉のクローバーです。